［削る］

十一～十五　［略］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下［対象設備等］という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
［略］		
七　通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
八　信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	
［略］		

［備考　略］

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　セルリレー装置　ＡＴＭデータ伝送方式（非同期転送モードを用いてデータを伝送するための通信方式をいう。）によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

十二～十六　［同上］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
［同上］		
七　通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
七の二　データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八　信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	
［同上］		

［備考　同上］

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［2　同上］